

1999年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1999年12月11日

駿台史学会

於 明治大学リバティタワー1143教室

プログラム

自由論題 (9:30~12:00) リバティタワー 1143教室

1999年度テーマ『歴史の中の貨幣—古代から中世へ—』

リバティタワー 1143教室

テーマ主旨説明 (13:00~13:15)

研究発表 (13:15~16:00)

質疑応答 (16:00~16:30)

総会 (16:30~17:30) リバティタワー 1143教室

懇親会 (18:00~) 13号館第2会議室

研 究 発 表

自 由 論 題

- ドモフスキのイタリア訪問とピウスツキの「ワルシャワ進軍」
ー戦間期ポーランド議会政治の躰きー……………安井 教浩 2
- 縄文時代中・後期における遺跡群の研究ー下総台地を中心としてー……………宮本 淳一 4
- 北海道北見地方における稲作の存立基盤ー端野町を事例としてー……………瀧ヶ平 優治 6
- 植民地朝鮮における法体系形成の前提……………小川原 宏幸 8
- 唐代仏教寺院による慈善活動とその背景ー悲田養病坊を中心にー……………高瀬 奈津子 10

1999年度テーマ

「歴史の中の貨幣ー古代から中世へー」

- 駿台史学会大会企画『歴史の中の貨幣ー古代から中世へー』に寄せて……………上杉 和彦 12
- 秦漢代の貨幣と税……………重近 啓樹 13
- 中世鎌倉の銭遣いー考古資料からー……………河野 真知郎 14
- 考古学からみた中世の消費と物価……………小野 正敏 15

ドモフスキのイタリア訪問とピウスツキの「ワルシャワ進軍」 —戦間期ポーランド議会政治の躓き—

安 井 教 浩

(長野県短期大学専任講師・西洋史)

第一次世界大戦後、ヨーロッパの政治地図に姿を現した中・東欧の新興独立諸国は、一様に西欧、とりわけ第三共和政フランスを範とする議会制民主主義を受け入れ、新国家の運営に着手した。しかし周知のように、独立当初から国民統合をすすめる上で政治的にも経済的にも困難な条件を抱えていたこれらの国々においては、多くの史家によって「例外」とされるチェコスロヴァキアを除けば、議会政治はまもなく行きづまりを見せ、やがて権威主義的な体制へと移行していった。独自の議会主義の伝統をもつポーランドも、議会政治の凋落と権威主義的な体制の招来という点では例外ではなかった。

本報告は、両大戦間期ポーランド議会政治が1926年5月のクーデタによって頓挫するまでの過程を、議会政治の成否に大きな影響力をもった二人の政治家ピウスツキとドモフスキ、とりわけ後者の政治思想の展開と政治活動を通して再検討しようとするものである。

1世紀余りの分割支配を経て123年ぶりに独立を回復したポーランドでは、のちに述べる政治的理由から、議会（セイム）が強大な権能を有することになった。しかし、まもなく議会は諸政党間の激しい政争の舞台と化し、こうした政局の混乱はしばしば新国家が直面する経済・社会問題をいたずらに深刻化させる結果を招いた。やがて議会政治に対する幻滅が社会に広まってゆくなかで、ピウスツキによるクーデタが敢行されたのである。

両大戦間期ポーランドの議会政治が十分機能しえなかった理由としては、ポーランドの政治文化や全人口の3分の1にもおよぶ民族的少数派の存在、あるいは新生ポーランドを取り巻く当時の厳しい国際環境など、多くの内的・外的要因を挙げることができる。しかし、議会政治の挫折を決定づけた最大の理由のひとつは、ポーランドで最も影響力ある二人の政治指導者が議会政治への関与を避け、彼らの存在が逆に議会政治を瓦解させる方向で作用したことであろう。

ピウスツキとドモフスキは、ともに第一次世界大戦前から政治的立場を異にしつつ、政治活動に携わってきたポーランド独立の功労者である。独立直後の時期にも、両者はそれぞれ異なる国家構想（連邦国家と民族国家）を掲げて政治的に競合した。

憲法制定議会期（1919—1922年）には国家元首として君臨したピウスツキは、議会内に自らの政党をもたなかったが、彼の周囲には一般に「ピウスツキ派」と呼ばれる政治集団が形成されていた。その中核を成したのは、第一次世界大戦中にオーストリアを後ろ楯としてピウスツキ指揮下に行動した軍事組織（ポーランド軍団）の成員であった。またピウスツキは、元社会主義者という彼の政治的経歴のおかげで、左派諸政党の共感と支持を得ることができた。ピウスツキに鋭く対抗する政治勢力が国民民主党であり、その創設者が他ならぬドモフスキである。憲法制定議会においても、第一議会（1922—1927年）においても議会内の最大勢力となっていた国民民主党は、単独で政権を担うだけの力もたなかったが、政治のあらゆる局面で大きな影響力を行使し、ことにピウスツキの権力と勢力を殺ぐことに腐心した。ポーランドでは、憲法制定の過程で大統領と上院の権限が大幅に制限され、議会に過度の権限が集中することになったのも、ピウスツキの大統領就任を見越した国民民主党の予防措置であった。結局、ピウスツキは一般の予想を裏切って大統領選挙への立候補を拒んだ。さらに、1923年に一切の公職を退いた彼は、以後ワルシャワ近郊の私邸に身を置くかたちで自らの政治の出番をうかがう姿勢をとるのである。

ところで、史家の立場の如何を問わず、1926年5月以前の、いわゆる「議会制民主主義の時代」を論じた研究に特徴的なのは、ピウスツキと国民民主党との激しい権力闘争がこの時代の政治の基調をなすとする、ある種の共通の理解が見られることである。しかし、こうした構図にしたがって描かれた歴史においては、往往にしてドモフスキの「国民民主党の指導者」（ある意味でこの表現は不正確である）という側面のみが強調され、実際には、ピウスツキに対抗しつつも、当時は国民民主党とも距離をおき、独自の政治的役割を見い出そうとしていたドモフスキの営為は捨象されがちである。しかし、ドモフスキもまた、独立直後から周囲の予想に反して議会政治に直接に関与することを避け、まもなくポズナン市の近郊に居を構えて、そこから政界に隠然たる影響力を及ぼす方を選んだのである。

1926年3月、ドモフスキは議会政治に代わる政治体制とヨーロッパの「新秩序」を求めてイタリアを訪問し、その2か月後にピウスツキは「ワルシャワ進軍」を取行した。このふたつの出来事は、ポーランド議会政治の凋落を決定づける象徴的な事件となったのである。

縄文時代中・後期における遺跡群の研究

—下総台地を中心として—

宮 本 淳 一

(明治大学大学院博士前期課程・考古学)

縄文時代観再考——定説への懐疑

近年、従来の縄文時代観を覆す発見が続出して、人々の注目を集め、縄文時代が脚光を浴びているといっても過言ではない。考古学に対し関心、理解が得られるのであれば大いに歓迎すべきことである。しかしその根底には従来の一元的な縄文時代像があるのもまた確かである。

縄文文化の発展の度合いや文化的な高揚を推し測る指標のひとつとして遺跡数の増減が引き合いに出されることが多い。たとえば縄文時代中期の中部日本—特に中部高地—における遺跡数の激増、対して後晩期の遺跡数の激減、という数値上の変化はそのまま文化の高揚、停滞、衰退を示す指標としてみられてきた。また中期末には祭祀的要素をもつ遺物遺構が増加する現象が認められ、こうした現象が中期末から後期にかけての衰退の根拠として考えられている。この時期に気候の冷涼化をはじめとした海退や植生の変化が人々の暮らしに大きな影響を与えたことは確かであろう。しかし環境の変化と見かけ上の遺跡数の減少を単純に比較しただけの解釈に問題がないわけではない。

ここでは一元的な縄文時代認識に対して方法上の疑問を提示するとともに、縄文時代中期後半(加曽利E式期)と後期中葉(加曽利B式期)の下総台地の遺跡を例に挙げ、具体的に検討を行うことにする。

下総台地における遺跡群研究の一例

遺跡数の増減からみれば八ヶ岳西南麓や武蔵野台地の例のように下総台地では沿岸部であっても内陸部であっても中期から後期にかけて遺跡数が激減するという現象は認められない。これはあくまで遺跡数という個々の遺跡の性格を無視した数値上の変化であり、遺跡数の変化の実態はそれぞれの遺跡の内容にまで踏み込んだ分析が必要となる。

中期後半、東京湾東岸地域の遺跡では環状(馬蹄形)貝塚を形成する長期間に渡る拠点的な集落を中心に周辺に比較的継続期間の短い遺跡が形成される。印旛沼周辺の遺跡では遺物の散布はあるが、規模の大きな集落は少なく貝塚検出例も稀少である。後半ではいくつかの集落遺

跡が存在するが、これらの遺跡は中期末から後期初頭の比較的短期間に営まれる特徴がある。

一方、後期の印旛沼周辺の遺跡は長期間継続する規模の大きな集落が直線距離にして約2 kmほどの等間隔を置いて分布し、その周辺に小規模な遺跡が形成される。また個々の遺跡の個性が顕著に表れるようになる。これは単に個別の遺跡が独立して機能、存在していたのではなく、それぞれの遺跡が有機的に結びつき遺跡群を構成していたことを示唆している。しかし、同じ時期の東京湾東岸地域ではそのような遺跡間の関係を明瞭に捉えることはできない。

次に彼らの生業を支えた石器組成という側面からこの二つの地域をみてみよう。中期の石器組成は、印旛沼周辺地域、東京湾東岸地域とも狩猟用具とされる石鏃、植物採集用具とされる打製石斧がその主体を占め、組成の半数を超える。後期の石器組成では、中期の主体であった石鏃の比率が低くなる一方でトチやドングリなどの植物質食料資源の加工用具である石皿、磨石・敲石の比率が高まり、これらが組成の7割程度に増加する。二つの地域には海浜部と内陸部といった環境の違いを超えて、中期から後期へと植物質食料の加工用具の増加が共通して認められる。そして後期以降は、大形の煮沸用土器を大量に生産し、消費するようになる。後期に認められる石器組成と土器組成の軌を一にした変化が海浜地域の遺跡の継続性を維持し、さらに内陸地域における新たな遺跡群の成立を導いた主要因と考えることが出来るであろう。

縄文社会再考——くつがえされる縄文イメージ

また中期では食料資源獲得と集落形成という側面で未開拓だった印旛沼周辺などの内陸地域でも、石器組成などに示される食料資源の加工調理方法の技術革新は、そうした地域でも規模の大きな集落を営んで定住することを可能とした。特にこうした地域の集落に土偶の集中保有や土器塚の形成など、海浜部には認められない現象が認められるのは興味深い。

遺跡数という表面上の現象の背景を理解するためには、遺跡間の有機的な結びつき、つまり遺跡群としての視点をもち、そして時期ごとの性質の相違点を理解することが必要である。そうした視点で再度近年大々的に報道されている遺跡を検証してみるべきではなかろうか。また違った縄文時代の姿が浮き上がってくるはずである。

北海道北見地方における稲作の存立基盤

—端野町を事例として—

瀧ヶ平優治

(明治大学大学院博士前期課程・地理学)

北海道における稲作の研究については、今日まで様々な研究が盛んに行われてきており、多くの研究者たちによって多面的なアプローチがなされてきた。そのなかで、稲作限界地帯といわれている地域についての研究もみられる。

稲作限界地における稲作が、もち米へと特化することで存続の道を探ろうとしていることは既存の研究から明らかである。しかし、それらは稲作農家の経営形態やもち米栽培に特化する過程を捉えたという意味では十分な成果を挙げ得たであろうが、稲作の存立を可能としている基盤については深く言及していない。よって、稲作限界地における稲作の存立基盤は、未だ明らかになっていない部分が多く残されていると思われる。

北見地方は、北海道の他産地と比べて悪条件が重なっているながらも、稲作を存続させているという興味深い地域である。畑作が卓越していることで知られる道東において、悪条件のなかで稲作を存続させる利点、この地域の農業に占める稲作の位置付けは如何なるものであろうか。これらの疑問に答えることにより、当該地域において稲作が今日まで存立し得た要因を分析する。対象地域として北見市に隣接する端野町を取り上げ、稲作が他の作物よりも有利な点、不利な点を中心としてアンケートと聞き取り調査を行い、稲作を取り巻く現状と稲作に対する農家の意識を整理し、端野町における稲作の存立要因を導き出すことを試みた。

その結果、①規模拡大が制限されていたこと、常呂川の豊富な水流が存在したという自然的要因 ②耐冷性に優れ食味も良いなどの優良品種の開発、市場の需要に適した性質であったという品種的要因 ③労働力を多く必要とせず、玉葱の作業時期に重ならない（労働補完性が高い）という労働的要因 ④他の作物よりも安定した価格なうえに低コストで栽培可能であり、兼業機会が多く得られるという経営的要因 ⑤冷害時の損害を補填する共済金制度の実施、灌漑用水の整備と土地改良などの事業の導入、「もち米生産団地」の指定によるもち米生産枠の増大という政策的要因という5つに分類された。

また、これらを複合させてその推移をみると、明治時代から昭和初期頃までは自然的要因が強く作用していたものの、その後には自然的要因以外が台頭していった。最近では、もち米栽

培に切り替えたという品種的要因のほか、特に労働的要因（玉葱との労働補完性）と制度・政策的要因（共済金制度の実施）の比重が高くなっていることが判明した。

植民地朝鮮における法体系形成の前提

小川原宏幸

(明治大学文学部助手・日本史)

1910年8月、日本は韓国を併合するとともに、朝鮮に朝鮮総督府を置いた。そして総督は、委任の範囲において陸海軍を統帥し、一切の政務を統轄するとともに、立法権を委任された。朝鮮において法律を要する事項は、原則として総督の発する制令により規定されることになったのである。また、韓国併合と同時に失効するはずであった旧韓国法令及び日本法令は、1910年8月制令第1号によって統監の発する命令により、当分の間効力を有することとなった。これにより、植民地朝鮮に施行された法令は、先述の通り、勅令をもって朝鮮に施行した法律あるいは特に朝鮮に施行する目的をもって制定された法律または勅令以外は、朝鮮総督の制定した制令あるいは総督府令ということになった。植民地朝鮮は、併合後も日本本国とは法的に異なる地域として編成されたのである。すなわち、朝鮮は日本帝国「領域」内に異「法域」として編成された。

韓国併合の際、問題となったのは、朝鮮に憲法が施行されるかどうかという点であった。朝鮮に憲法が施行されるとするならば、総督に法令制定権を与えることは、憲法上認められないところだった。明治憲法では「天皇は帝国議会の協賛を以て立法権を行ふ」(第五条)とされ、立法権の行使には議会の協賛が必要であった。同様の問題は、すでに台湾領有時、いわゆる「六三問題」として、議会だけでなく学界でも広く議論されていた。これは、領域と国民を規定する憲法という基本法典において、植民地がどのように規定されるかという問題をはらんでいる。植民地住民が日本帝国において法的にどのように規定されるのかを問うものだからである。「六三問題」が問うたのは、単なる植民地機関の権限規定のみならず、大日本帝国の統合原理の問題であった。

美濃部達吉が設定した通り、日本が植民地国家となるに伴い、「領域」(Staatsgebiet)と「法域」(Rechtsgebiet)が乖離することになった。植民地国家日本は、日本本国、朝鮮、台湾などに、それぞれ独自の法域が形成され、一つの領域をなしていた。問題となるのは、その法域を統合する原理として、明治憲法がどのように定義されていたのかである。当時の法学界では、適用説を唱える清水澄、上杉慎吉、佐々木惣一、穂積八束らと、非適用説を唱える有賀長雄、菊池駒次、美濃部達吉、市村光恵らによって論争が繰り広げられた。ここでは、それぞれの説

をいちいち取り上げないが、この論争からうかがうことができるのは、論者それぞれが、憲法の原理・原則をどのように理解したかであり、植民地住民を植民地政策との関連でどのように認識したかという課題である。

では、政策担当者は、この問題をどのように処理したのであろうか。台湾については、中村哲や春山明哲などにより、政策立案過程に対する実証的研究がなされている。しかし、朝鮮に関する政策立案過程の研究は、史料的制約ゆえか、管見の限りではほとんど見受けられない。史料発掘は今後の課題である。ここでは、現段階で明らかになっている点のみ記しておく。

1910年5月30日に陸軍大臣寺内正毅が兼任で統監に就任すると、韓国併合計画が進展しはじめた。6月3日の閣議では、「併合後ノ韓国ニ対スル施政方針」が議決されたが、ここでは、植民地朝鮮の支配原理は、当面、憲法ではなく、大権によるとされたのである。この閣議決定をうけて、寺内統監の求めにしたがい、各関係官庁実務者により、併合の実行細則が協議された。併合準備委員会である。6月下旬から7月上旬にかけて集中審議された委員会には、法制局、拓殖局、外務省、大蔵省、統監府の各担当者が出席した。この委員会でも憲法の施行について議論が紛糾した。委員会では、寺内の意向もあり、憲法不施行という方針に決定したようである。しかし、委員会の決定を受けて7月8日の閣議で決定された「併合実行方法策目」には、憲法問題に関する規定は見られず、朝鮮人に対する規定は、原則として内地人と同一の地位に置くという条項だけであった。7月12日に総理大臣桂太郎から寺内にあてた通牒「憲法ノ釈義」は、理論上の憲法適用を認めるが、実際には憲法各条章の適用は行わないとした。すなわち、政府見解は、原則として憲法が適用されるとしたのである。併合委員会および寺内統監の見解と、政府見解との相違について、韓国併合当時統監府外務部長であった小松緑は、1898年6月の台湾総督あて訓令で、憲法が台湾に施行されるものとしている以上、朝鮮で憲法不適用とするわけにはいかなかったとしており、併合委員会から出された答申について、閣議で修正されたものと考えられる。

韓国併合に際しても、日本政府は、つまるところ「六三問題」を積み残した。政府は、植民地に対し、実定憲法典を適用することなく、天皇の統治権のみで、植民地支配を行うとしているからである。つまり、日本政府は、植民地支配に対し、自らの統合原理を明示できなかったのである。

唐代仏教寺院による慈善活動とその背景

—悲田養病坊を中心に—

高 瀬 奈 津 子

(明治大学大学院博士後期課程・東洋史)

南北朝隋唐時代は、中国において最も仏教の信仰が盛んだった時代である。浄土教や禪宗という中国独自の宗派が確立し、上は皇帝・貴族から、下は庶民層にいたるまで、広く仏教信仰が浸透した。とりわけ唐代は、中国仏教史上における極盛期と位置づけることができる。そのため、仏教の社会的勢力も大きく、当時の仏教教団は多数の僧尼と荘園などの寺産を所有して、唐代社会に対して大きな影響力を帯びていた。同時に、仏教教団や寺院は常に唐代の国家や社会と様々な形で接触を持ち、当時の中国社会の変動や影響を受け続けていたとも言える。

したがって、唐代社会の動向を明らかにするためには、仏教側の社会経済活動も視野に入れ、仏教教団と唐代社会の人々がどのように結びついていたのかを考察する必要がある。そこで、本報告では、唐代仏教の行った慈善活動、特に悲田養病坊を取り上げ、貧窮者への救済の実践という仏教教団側から社会への働きかけを見ることによって、当時の仏教と社会との関わり方を明らかにしたい。

悲田養病坊は、武周政権の長安年間（701～704）に唐朝が設置した、貧窮者・老人・孤独者を収容するための施設である。悲田養病は仏教の福田思想から作られたものである。福田には、仏法僧の三宝の敬田と貧窮孤老の悲田に分けられ、仏典によれば、この悲田への布施行が最も功德が高いと説かれている。よって、唐代の悲田養病坊の経営も寺院がおこなっていたのである。この唐代の悲田養病坊に関しては、これまでにいくつかの研究成果がある。しかしながら、悲田養病坊の性格に対していくつかの異なる見解が出されている。すなわち、悲田養病坊の運営は基本的に寺院でおこなわれていたが、これにどの程度国家が関与していたのかで見解が分かれるのである。また、唐朝の側から悲田養病坊設置の背景についても言及も少ない。まず悲田養病坊の変遷をたどり、この施設の性格を検討する。その上で、唐朝が悲田養病坊を寺院に運営させた背景について考察する。

唐朝は長安年間に悲田養病坊を設け、使職を置いたが、おそらく施設の運営は寺院の手に委ねられたのだろう。そして、玄宗の開元5年（717）に宰相の宋璟が悲田養病坊の廃止を上奏した。当時、唐朝は、則天武後の台頭以来勢力の拡大を続けてきた仏教教団を、厳しく規制す

る政策を打ち出しており、この上奏もその一環として行なわれたのであろう。しかし玄宗は同意しなかった。さらに開元22年（734）には、都の乞食も悲田養病坊に収容した。ところが、武宗の会昌の廢仏で寺院が破壊され僧尼も還俗させられると、兩京と州で有徳者を選んで養病坊の経営をさせ、その経費として寺田を支給するようにした。仏教復興後、悲田養病坊は再び寺院による経営に戻ったが、国家も経営の費用を負担し、寺院と国家の共同経営になったと考えられる。

では、唐朝が悲田養病坊を設置したのはなぜか。特に、玄宗が宋璟の反対にもかかわらず続行させたのはなぜか。唐令では、鰥寡孤独や障害者にも土地を支給し、貧窮者や病人などで自活できないものは近親者や郷里で面倒を見ることになっており、災害時の救済のために義倉が置かれていた。本来、悲田養病坊のような施設は必要ないはずであった。それにもかかわらず悲田養病坊が必要とされたのは、当時すでに郷里内で貧窮者らの救済ができなくなっていたことを示している。さらに、悲田養病坊が設置された時期は、大量の逃戸が発生した時期と重なる。つまり、悲田養病坊の設置の背景には、唐朝の律令体制の根幹である郷里社会の変質があったのである。そして、悲田養病坊は、律令ではなくて仏教思想に基づいて作られたのであり、これを管轄するために令外の官である使職が置かれた。このことも、悲田養病坊が、律令体制の枠外の事態に対応するために成立したことを表わしている。

一方、仏教寺院の側が悲田養病坊を運営できた背景に関しては、いくつかの要因を挙げられるだろう。経済的な要因としては、寺院が、莊園経営や高利貸などの商業活動を通じてかなりの財産を所有しており、貧窮者らの救済活動を負担できるほどの経済力を蓄えていたことが考えられる。また、当時の寺院が、各地の社会生活や文化活動の中心的存在となっていた、社会的な要因も指摘したい。

駿台史学会大会企画

『歴史の中の貨幣—古代から中世へ—』に寄せて

駿台史学会企画委員会

上 杉 和 彦

(明治大学文学部助教授・日本史)

1998年に奈良県飛鳥池遺跡より多量に出土した富本銭は、同銭が和同開珎に先行する貨幣であること及び同遺跡が貨幣鑄造を行なう工房の跡であったことなどを明らかにするとともに、『日本書紀』に見える七世紀後半の天武朝における銅銭使用記事や鑄銭司任命の記事を考古学的に裏付けることとなった(松村恵司「富本七曜銭の再検討」『出土銭貨』11, 出土銭貨研究会, 1999年5月)。

富本銭の発見がもたらした影響は、ひとり日本古代史にのみ限られるものではないだろう。駿台史学会は、貨幣史研究の新たな地平に立ち、地域・時代を広げて貨幣の持つ歴史的意義をあらためて考える試みの一つとして、今年度大会において『歴史の中の貨幣—古代から中世へ—』を企画し、中国古代史及び日本中世史の分野から、考古学・文献史学双方の成果をふまえた報告を準備した。

本企画では、古代中国における出土遺物としての貨幣と社会の貨幣流通状況及び貨幣に対する観念との関係・中国古代社会と比較した場合の日本古代の貨幣流通状況の特質・貨幣の流通に関する富本銭の時代から中世までの時期の段階区分・自らは貨幣鑄造を行なわなかった日本中世の支配権力の貨幣統制政策の特質・中世の出土貨幣と中世社会における貨幣流通の実態の関係・貨幣史における日本の古代と中世の連続性と断絶面の理解といった諸点について深めることを意図している。

具体的内容としては、重近啓樹氏に中国秦漢期の税制史研究の立場からの報告を、また河野眞知郎氏に中世都市鎌倉の発掘成果に基づいた報告を、さらに小野正敏氏に、主に消費財の出土遺物を素材とした日本中世社会における消費と物価の問題についての報告をお願いした。

本企画が、日本古代史における議論の高まりを広範囲の分野に及ぼし、貨幣をめぐる歴史学研究のさらなる活性化に寄与することができれば幸いである。

秦漢代の貨幣と税

重 近 啓 樹

(静岡大学人文学部教授・東洋史)

秦漢代における貨幣経済の実態解明は、秦漢史研究の基本的テーマの一つとなっている。

従来の一般的理解では春秋時代から銭（銅銭）の鑄造が行われるようになり、次の戦国時代～秦漢代には貨幣経済が大きく進展したとされている。そしてその後、魏晉以降では貨幣経済は次第に衰退に向かうが、唐中期以降、再び活発となり、次の宋代では膨大な量の銭が鑄造されるとともに、貨幣経済が新たな質をもって展開してくる、と解されている。

本報告では戦国秦～漢代までを検討対象の時期とするが、まず当時における鑄貨発行の状況について概観してみよう。

戦国秦において政府により本格的に鑄貨が発行されるようになったのは、恵文王2年(前336)の「初行銭」(『史記』秦始皇本紀)以降であるとみられる。この銭の実態は必ずしも明らかではないが、方孔円銭の半両銭である可能性が高い。戦国秦では黄金(上幣)、布(中幣)、銭(下幣)が公認の貨幣とされたが、統一秦では黄金と銭が貨幣とされ、さらに銭(半両銭)による全国の貨幣統一を図ったが、これは実現しなかった。

漢では同じく黄金と銭が貨幣とされた。銭は漢初には政府による鑄造の他、間々民間の鑄造も許可され、インフレの状況もみられたが、そうした中で半両銭による貨幣統一が進んだ。尤も当時の銭は名目は半両と記されているが、実際の重量は時期により八銖や四銖などと変動した。武帝期に五銖銭が鑄造され、鑄造権も中央政府に独占されることになると、鑄貨は安定するようになった。この五銖銭は名目上の表記と重量とが一致し(五銖=約3.3グラム)、武帝期から前漢末の平帝期までの間だけでも280億余枚が鑄造され、その後も安定した通貨として使用された。

こうした貨幣流通を背景に、漢代では民衆の負担する税役の主要部分が銭納とされ、また官吏の俸禄も「半銭半穀」といわれるように、半ばは貨幣で支給された。

しかしこうした状況の一方で、社会における貨幣流通の実態や、流通を可能にした諸条件については不明な点も多いのである。また貨幣の性格・機能についても各種の見解がある。報告ではこれらの論点の幾つかを取り上げ、検討したいとおもう。

中世鎌倉の錢遣い —考古資料から—

河野眞知郎

(鶴見大学文学部教授・考古学)

小生はかつて「中世鎌倉錢貨考」なる論考をものしたことがある（『創立三十周年記念鶴見大学文学部論集』所収，平成五年三月）。そこでは鎌倉の出土錢について，以下の項目で検討を加えた。

錢の出土状況（“場”の問題）／層位別出土数／錢種（錢文）／緡錢／大錢（額面）／備蓄（埋納）錢／「六道錢」／私鑄（模鑄）錢／加工（変形）錢／貨幣以外の用例／錢以外の貨幣的物質

このときは『吾妻鏡』弘長三年の「切錢」停止令を，加工錢の禁止と誤解してしまったが（これは“為替”），それ以外の大筋の見解は今もあまり変わっていない。

今回は，近年増加した出土例や錢に関連する遺物，錢の金属成分の分析結果などを加えて，中世前期の大都市鎌倉での「錢遣い」の実態，ないしは錢に対する認識・感覚といったことに迫ってみたい。

考古学からみた中世の消費と物価

小 野 正 敏

(国立歴史民俗博物館助教授・考古学)

中世の銭貨に関して考えるとき、例えば「王権と貨幣発行権」といった銭貨がもつ原理や、考古学でいえば、埋納銭あるいは備蓄銭といわれる大量の出土銭の研究など、銭そのものの研究が重要であることは言を待たないが、一方で、銭が具体的に機能した場面、銭を使うことの検討も重要である。その銭で何が買えたのかは、本質に関わる問題であると考えられる。それはまた、中世の遺跡＝生活の現場から採集された道具類を「遺物」、「碗A」などの呼び名ですませずに、当時の人々の価値観で位置づける作業でもある。

この報告では、そうした視点から、戦国時代の物価と消費、銭使いの場面を考古資料と文献史料から考えてみようとするものである。

戦国時代の物価と消費について、主として15、16世紀を中心に、文献史料より作成した物価表による比較をおこなう。物価のデータは、文献史料の豊富な奈良・京都という当時の首都圏に偏っており、地方との物価格差の検討も必要なテーマであるが、史料の制約により困難である。そんな制約つきであるが、これによりモノ資料を主に生活の諸場面で使われた道具の経済的な価値を知ることができ、また、例えば大工や桶屋の日当など、定額化している労賃などとの比較により、具体的な相互の関係を復元できる。

その結果、日常生活品の安さに比べ、茶・花・香などの威信財ともなる付加的な機能の道具がどのくらい高価なものか、また、陶磁器や金属製品などの工業製品に対する農水産品などの第一次産品が予測以上に高いことなど、がわかる。そして、それは単に都市生活の中でそれらの値段が高かったというだけにとどまらず、売買に伴って、農漁村、山村にまで、銭貨が流入した状況を示すことでもある。

また、年貢受取注文にある旅籠代が都市を超えて同じ値段である、といった情報からは、人の動きや物流の基礎となるインフラ整備の状況をかいま見ることができる。

支払いの場面、市場での買い物は、物価をしるうえで重要な場面であるが、逆にみれば、旅籠代と同様に市場の位置づけでもある。例えば、東国の太田金山城の城下の町で世良田長楽寺の僧が2日間で5貫581文という大きな買い物をしている。それは、その町にそれを満たすだけの商品があり、またそれだけの銭がもたらされ、支払われる場であったことになる。私達は、

銭使いの場の具体的なイメージを考えると、「洛中洛外図屏風」などの大都市の繁華街に比べ、地方の市、町場の情景が著しく貧弱な、大きな格差で描かれた絵画資料に引きずられていないだろうか。

周知のように、ものの売買は、必ずしも銭払いだけではない。どちらかといえば、銭払いは、少額の商品に適しており、高額な売買にはむかない。そうした場面では、金、銀、米、布あるいは為替が使われることは、すでに指摘されている通りである。

ところで、消費者の側はどのくらいの銭（現金）をもっていたのだろうか。銭の流通実態を考えるうえで不可欠であるが、まとまった資料は少ない。少し時代が上がるが、網野善彦氏が指摘している2例では、紀伊の貸上山僧法心（1291年）が52貫500文、薩摩の比志嶋忠範（1329年）が13貫文を家においていたことがわかる。

遺跡からの出土銭では、その性格付けに対立する議論があり、また遺構が不明な例が多く、困難な条件が重なる。ちなみに、備蓄として確実な戦国城下町一乗谷（1573年）の2例のうち、一例は、町屋と推定される屋敷の建物床下に作られた銭の貯蔵施設から精銭ばかりが3784枚（39さし）出土、また、もう一例が、武家屋敷の井戸からの出土で、16594枚（171さし）である。限られた少数例ではあるが、いずれも、蓄銭の量の多いことがわかる。

報告では、以上のような視点から、具体例をあげながら検討を進めたい。